

豊見城市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

第1条 豊見城市スポーツ少年団本部を設置し、事務局を豊見城市体育協会内におく。

第2章 目 的

第2条 1. 豊見城市スポーツ少年団本部（以下「以下団本部」という）は、市内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

2. 青少年がスポーツ活動を行い、併せて文化活動、奉仕活動を計画的に行うことを目的とする。

第3章 事 業

第3条 この団本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団指導者の育成指導
- (2) 市内スポーツ少年団の育成指導
- (3) スポーツテストの実施
- (4) スポーツ少年団の全体的事業の実施
- (5) 県内外スポーツ少年団との交流
- (6) その他、第2条の目的達成に必要な事業

第4章 登 録

第4条 2名以上の有資格指導者（20才以上）を登録すること。

第5条 登録料を負担すること。

第5章 組 織

第6条 本団本部は、各スポーツ少年団をもって組織する。

第6章 役 員

第7条 本部に次の役員をおく。

本部長（1名） 副本部長（3名以下） 各専門部長（1名）

各専門副部長（1名） 理事（若干名） 監 事（2名） 事務局（1名）

第8条 1. 本部長及び副本部長は、役員会の互薦により選出し、総会の承認を得る。

2. 各専門部長、各専門部副部長、理事及び事務局は本部長が任命する。

3. 団本部に顧問を置くことができる。

4. 監事は、本部長が推薦し、総会の承認を得る。

第9条 1. 本部長は、団本部を代表し会務を掌理する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは副本部長がその職務を
代行する。

3. 各専門部長、各専門部副部長及び理事は、本部長を助けて団本部事務局の執行
に当たる。

4. 監事は、団本部の会計を監査する。

5. 事務局は、団本部の事務を挙げる

第7章 任 期

第10条 役員の任期は2カ年とする。但し再選は妨げない。

第8章 会 議

第11条 1. 団本部の会議は、総会、役員会とする。

2. 総会は、第7条の構成員で構成し、毎年4月に開くものとする。但し、本部長が必要と認めたときは臨時に開催することができ、次の事項を審議する。

ア 規約の改正

イ 事業、予算の承認

ウ 役員の承認

エ その他必要な事項

第9章 経 費

第12条 団本部の経費は分担金、参加料、補助金、負担金及び寄付金をもってあてる。

第10章 分担金

第13条 分担金は、各少年団6,000円とする。

第11章 参加料

第14条 参加料は、大会要項に基づき徴収する事ができる。

第 12 章 会計年度

第 15 条 団本部の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日迄とする。

第 13 章 総会の議決

第 16 条 総会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を以て決する。

附 則

この規約は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成元年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 22 年 5 月 15 日から施行する。

この規約は平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

スポーツ少年団各部の役割

※少年野球部

1. 野球大会に関すること。
2. スポーツ交流に関すること。
3. その他、スポーツ少年団全体事業に関すること。

※バレー部

1. バレー大会に関すること。
2. スポーツ交流に関すること。
3. その他、スポーツ少年団全体事業に関すること。

※サッカー部

1. サッカー大会に関すること。
2. スポーツ交流に関すること。
3. その他、スポーツ少年団全体事業に関すること。

※剣道部

1. 剣道大会に関すること。
2. スポーツ交流に関すること。
3. その他、スポーツ少年団全体事業に関すること。

※空手道部

4. 空手道大会に関すること。
5. スポーツ交流に関すること。
6. その他、スポーツ少年団全体事業に関すること。